

議案第 15 号

小城市立小城保育園の民間移管に関する選考委員会設置要綱

このことについて、別紙のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 27 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

提案理由

小城保育園の民間移管に関し、選考委員会の設置に関する必要な事項を定めるため、小城市立小城保育園の民間移管に関する選考委員会設置要綱を制定する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

小城市告示第 号

小城市立小城保育園の民間移管に関する選考委員会設置要 綱

(設置)

第1条 小城市立小城保育園（以下「保育園」という。）の設置運営を民間事業者に移管するにあたり、当該事業者の選考を公平かつ適正に実施するため、保育園の民間移管に関する選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 選考委員会は、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 保育園の設置運営者の公募基準の策定に関すること。
- (2) 保育園の設置運営者の選考審査に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、保育園の民間移管に関し必要な事項

(組織)

第3条 選考委員会の委員は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱するものとする。

- (1) 保育に関する学識経験を有する者
- (2) 子育て関連団体に所属している者
- (3) 保育園の保護者代表
- (4) 小城市民生委員児童委員
- (5) 市職員
- (6) 前各号に定めるもののほか、市長が適当と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 選考委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は、選考委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

2 選考委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、公開とする。ただし、会議において、小城市情報公開条例（平成17年小城市条例第7号）第7条各号の規定に該当する情報に関して審査するときは、その会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見等の聴取)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(委員の責務等)

第7条 委員は、公正かつ公平に第2条の所掌事項を行わなければならない。

2 委員は、直接間接を問わず、民間移管する保育園の設置運営者の公募（以下この項において「公募」という。）に参加し、又は特定の事業者の公募に関与してはならない。

3 委員は、非公開の会議の内容その他職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 選考委員会の庶務は、小城市教育委員会保育幼稚園課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、選考委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。